



「昨日、買った装置ね、やっぱりいらないので返品をお願いします。」

「契約の解除は出来ません！その装置はクーリング・オフの対象外です。」

「クーリング・オフ出来ないんですか？」

クーリング・オフ※を断られた

訪問販売で商品を購入し、クーリング・オフをしようとしたら「その商品は対象外です」と断られた

契約書を受け取った日から8日以内であれば、購入した商品は、原則無条件でクーリング・オフすることが出来ます。また、その商品を購入するために結んだクレジット契約も対象になります。期間が過ぎてもクーリング・オフが可能な場合もあります。まずは、ご相談ください。



「いらないわ！きっぱり！」

「そうおっしゃらずに。この布団は羽毛を使っていて…」

「こんにちは。布団の件、考えていただけましたか？」

「また来たの？先日、いらないと申ったでしょう」

訪問販売業者は、一度その商品の購入を拒否されたら、同じ商品を再び勧誘することは、原則、禁止されます。しつこい勧誘が止まらないときには、消費者相談窓口にご相談ください。

販売員が何度も自宅を訪れたり、長時間居座ったり、しつこい勧誘に困っていませんか？

特定商取引法と割賦販売法が一部改正され12月1日から施行されます。

解決出来ます 訪問販売トラブル



「地上波デジタルのアンテナを取り付けるためには補強が必要ですね。」

「ええ～、そんな！この家は10年前に建てたばかりよ。」

「しょうがない…。それでは、修理をしてください。」

「何でアンテナのためにこんな高額なリフォームが必要なの!?」

「もう3回も支払ってしまったから、今さら…」

説明の違う高額商品をクレジットで買ってしまった

「クレジットを利用出来ます」と言われ、分割払いで購入後、支払いが始まったところで商品の説明がウソだと判明した

訪問販売業者などの商品の説明に偽りがあった場合、その支払いのために結んだクレジット契約を取り消し、さらに、すでに支払ったお金の返還も請求出来ます。



「日常生活では到底必要が無量の商品などを購入する契約をさせられたときは、取り消しが可能になります。また、一人住まいの高齢者が、繰り返し住宅リフォームの契約をさせられるなどの悪質な事例も対象になります。」

よく分からないまま、大量の不用品を買ってしまった

一人住まいの高齢者などが、訪問販売で大量の不用品を買わされてはいませんか？

「うわっ！お父さんどうしたの？こんなに。」

「健康食品を買ったらこんなに届いてしまったんだ。」

「何年かかってもこんなに食べきれないでしょ。」

実は…

経済産業省「改正法パンフレット」より



お年寄りの被害が増えています。うまい話を見ず知らずのあなたに教えることはありません。悪質商法に引っ掛からないためにも、

「いりません」
「興味ありません」
「出来ません」

をはっきりと言いましょ！

※クーリング・オフとは、訪問販売などで商品を購入する契約をしても、一定期間内なら無条件で解約出来る制度のこと。